

通年会期制導入市議会 法180条に基づく専決処分事項一覧表

番号	市	分類1(根拠)	分類2	分類3	規定
1	久慈市	法第96条第12号 法第96条第13号	訴えの提起等 損害賠償の額の決定	少額	1 職員による自動車事故で、法律上その義務に属する損害賠償のうち、その額が1件につき自動車損害賠償保障法施行令(昭和30年政令第286号)第2条第1号に掲げる金額の合計額を超えないものの額を定めること並びにこれに伴う和解及び調停に関すること。
2	久慈市	法第96条第12号 法第96条第13号	訴えの提起等 損害賠償の額の決定	少額	2 前項に定めるもののほか、法律上市の義務に属する損害賠償のうち、その額が1件につき100万円を超えないものの額を定めること並びにこれに伴う和解及び調停に関すること。
3	久慈市	法第96条第5号	契約の締結		3 議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、契約金額の1,000万円以内の変更をすること。
4	久慈市	法第96条第2号	予算	選挙費	4 解散、欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算を補正すること。
5	久慈市	法第96条第2号	予算	災害除雪費	5 災害及び突発的な事故により、応急に必要となる維持補修(除雪経費を含む。)及び工事に関する歳入歳出予算を補正すること。
6	久慈市	法第96条第1号		引用条項の整理	6 法令の改正等に伴い、当該法令の題名、条項又は用語を引用する条例の規定を整理する必要が生じ、かつ、市が当該条例を改正するに当たり、独自の判断をする余地がない場合において、当該条例を改正すること。
7	久慈市	法第96条第1号		年度末の改正(地方税関連)	7 会計年度末における地方税に係る法令の改正に伴う必要な条例を改正すること。
8	久慈市	法第290条	一部事務組合	規約の変更	8 市が加入して組織する一部事務組合及び広域連合(以下「一部事務組合等」という。)(における他の加入地方公共団体の名称の変更又は数の増減に伴う当該一部事務組合等の規約の変更の協議に関すること。
9	福島市	法第96条第12号 法第96条第13号	訴えの提起等 損害賠償の額の決定	少額	(1) 法第96条第1項第13号の規定により、市の義務に属する損害賠償の額を定めるもののうち、100万円以内の損害賠償額を定めること及びこれに伴う和解の内容を定めること。
10	福島市	法第96条第12号 法第96条第13号	訴えの提起等 損害賠償の額の決定	少額	(2) 法第96条第1項第13号の規定により、市の義務に属する損害賠償の額を定めるもののうち、交通事故に係るものについては、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に定める保険金額の最高限度額に相当する額以下の額を定めること及びこれに伴う和解の内容を定めること。
11	福島市	法第96条第10号	権利の放棄		(3) 法第96条第1項第10号の規定により市に属する権利を放棄する場合において消防団員に係る30万円以内の賠償責任額の求償権を放棄すること。
12	福島市	法第243条の2の2	賠償責任の免除		(4) 法第243条の2の2第8項の規定により職員の賠償責任を免除する場合において、その責任が20万円以内の賠償責任の全部又は一部を免除すること。
13	福島市	法第290条	一部事務組合	規約の変更	(5) 法第286条第1項及び第290条並びに市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第13条第1項及び第14条第1項の規定に基づく福島県市町村総合事務組合(以下「組合」という。)を組織する地方公共団体の数の増減若しくは名称変更又はこれらに係る組合の規約の変更に関すること。
14	福島市	法第96条第5号	契約の締結		(6) 法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を経て締結した議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第33号)第2条に規定する工事又は製造の請負契約について、契約金額をその100分の5の額(その額が5,000万円を超えるときは、5,000万円)以内において増額し、若しくは減額すること又は工期若しくは納期を1月以内において延長すること。
15	柏崎市	法第96条第12号 法第96条第13号	訴えの提起等 損害賠償の額の決定	少額	1 法律上市の義務に属する1件100万円以下の損害賠償の額を決定すること及びこれに伴う和解に関すること。
16	柏崎市	法第96条第2号	予算	災害除雪費	2 災害及び突発的な事故により、応急に必要となる維持補修(豪雪時の除雪経費を含む。)及び工事等に関する歳入歳出予算の補正をすること。
17	柏崎市	法第96条第1号		年度末の改正	3 会計年度末における法令等の改正に伴う必要な条例の改正を行うこと。
18	柏崎市	法第96条第2号	予算	その他	4 会計年度末における日切れ扱いの法律等の改正に伴う歳入歳出予算の補正をすること。
19	柏崎市	法第96条第2号	予算	選挙費	5 解散、欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正をすること。
20	柏崎市	法第96条第1号		引用条項の整理	6 法令の改正又は廃止に伴い、その法令の題名、条項又は用語を引用する条例の規定を整理する必要が生じ、かつ、市がその条例を改正するに当たり、独自の判断をする余地がない場合において、その条例を改正すること。
21	柏崎市	法第290条	一部事務組合	規約の変更	7 関係一部事務組合及び広域連合の規約の変更及び構成市町村数の増減に関すること。
22	柏崎市	法第96条第12号	訴えの提起等	少額	8 1件の金額が100万円以下の債権の徴収に係る訴えの提起、和解及び調停に関すること。
23	柏崎市	法第96条第12号	訴えの提起等	目的	9 市営住宅の家賃等の支払又は明渡し請求に係る訴えの提起、和解及び調停に関すること。
24	柏崎市	法第96条第2号	予算	感染症	10 感染症の感染拡大等に伴い、緊急に必要な事業等に関する歳入歳出予算の補正をすること。
25	厚木市	法第96条第1号		住居表示の実施	1 町区域の設定、廃止若しくは変更、住居表示の実施又は土地区画整理事業若しくは土地改良事業の実施に伴い、公の施設並びに事務所及び事務所の位置の表示が変更された場合に必要の条例の改正を行うこと。
26	厚木市	法第96条第1号		引用条項の整理	2 法令の改正又は廃止に伴い、当該法令の題名、条項又は用語を引用する条例の規定を整理する場合で、必然的に改正を要し、独自の判断をする余地がないときにおいて、当該条例の改正を行うこと。
27	厚木市	法第96条第1号		年度末の改正	3 会計年度末における法令等の改正に伴う必要な条例の制定及び改正を行うこと。
28	厚木市	法第96条第2号	予算	その他	4 法人市民税の予定納税に係る還付金及び還付加算金に関する歳入歳出予算を補正すること。
29	厚木市	法第96条第2号	予算	選挙費	5 解散、欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算を補正すること。
30	厚木市	法第96条第12号	訴えの提起等	少額	6 目的物の価格が100万円以下の事件について、訴えの提起、和解及び調停を行うこと。

通年会期制導入市議会 法180条に基づく専決処分事項一覧表

					7 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額以下で、法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。 (1) 損害賠償が保険等により給付されるもの 当該保険金等の額 (2) 前号に掲げるものの以外のもの(保険金等に加算して支払う場合を含む。) 100万円
31	厚木市	法第96条第13号	損害賠償の額の決定		
32	厚木市	法第96条第5号	契約の締結		8 議会の議決を経た工事請負契約について、その契約金額の1割以内の額に係る変更契約を締結すること。ただし、当該変更契約により増加又は減少をすることができる額は、厚木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年厚木市条例第11号)第2条に規定する額未満とする。
33	厚木市	法第96条第2号	予算	災害	9 本市における災害及び突発的な事故により、応急に必要となる維持補修及び工事等に関する歳入歳出予算の補正をすること。
34	秦野市	法第96条第13号	損害賠償の額の決定		1 本市が義務を負う損害賠償で、その金額が100万円以下のもの
35	秦野市	法第96条第12号	訴えの提起等	少額	2 本市が当事者となる和解で、その目的に係る金額が100万円以下のもの
36	秦野市	法第96条第12号	訴えの提起等	少額	3 簡易裁判所に対して民事訴訟法(平成8年法律第109号)に規定する少額訴訟の申述をして、金銭の支払請求を目的とする訴えを提起すること。
37	秦野市	法第96条第5号	契約の締結		4 議決により締結した工事請負契約について、その契約金額の10パーセント以内の額に係る変更契約を締結すること。ただし、変更することができる額は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年秦野市条例第32号)第2条に規定する額未満とする。
38	秦野市	法第96条第1号			5 次の各号に掲げる場合において、条例の改廃をすること。 (1) 法令の改正等に伴い、その法令の題名、条項又は用語を引用する条例の規定を整理する必要が生じ、かつ、本市がその条例の改正をするに当たり、独自の判断をする余地がないとき。 (2) 法令の改正等に伴い、条例の改廃の必要が生じ、議決に要する時間的余裕がないとき。
39	秦野市	法第96条第2号	予算	災害選挙費	6 次の各号に掲げる場合において、緊急に必要となる予算を補正すること。 (1) 災害又は突発的な事故に伴う維持補修又は工事を行うとき。 (2) 解散、欠員等の理由に基づく選挙を行うとき。 (3) 市民生活又は市の事務に著しい支障が生じるおそれがあるため、迅速な対応が必要であると認められるとき。 (4) 既決予算の目的及び内容を超えない範囲において、迅速な対応が必要であると認められるとき。
40	常総市	法第96条第12号	訴えの提起等	少額	(1) 市が当事者である和解で、その目的の価額が200万円以下のもの(第4号の和解及び訴訟上の和解を除く。)
41	常総市	法第96条第13号	損害賠償の額の決定		(2) 法律上市の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が200万円以下のもの
42	常総市	法第290条	一部事務組合	規約の変更	(3) 市が加入して組織する一部事務組合における他の加入地方公共団体の名称 変更又は加入脱退に伴う法第286条第1項の協議
43	常総市	法第96条第12号	訴えの提起等	目的	(4) 市営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停
44	常総市	法第96条第1号		地方税法の改正	(5) 地方税法(昭和25年法律第226号)その他の法令の改正に伴って改正する必要がある条例であって、改正すべき内容に特段の裁量の余地がなく、かつ、直ちに施行しなければならない条例の改正
45	常総市	法第96条第2号	予算	災害選挙費	(6) 災害又は突発的な事故により必要となる維持補修、工事若しくは支援活動で緊急を要する歳入歳出予算の補正及び解散、欠員等の事由に基づく選挙で緊急を要する歳入歳出予算の補正
46	坂東市	法第96条第2号	予算	災害	(1) 災害及び突発的な事故により、応急に必要となる維持補修及び工事等に係る歳入歳出予算を補正すること。
47	坂東市	法第96条第2号	予算	選挙費	(2) 解散、欠員等の事由に基づく緊急性のある選挙費に係る歳入歳出予算を補正すること。
48	坂東市	法第96条第12号	訴えの提起等	少額	(3) 市が当事者である和解で、その目的の額が100万円以下のもの(訴訟上の和解を除く。)
49	坂東市	法第96条第13号	損害賠償の額の決定		(4) 法律上、市の義務に属する損害賠償の額の決定で、その額が100万円以下のもの
50	坂東市	法第290条	一部事務組合	規約の変更	(5) 市が加入して組織する一部事務組合について他の加入地方公共団体の名称変更に伴う当該一部事務組合同規約の変更に関する関係地方公共団体の協議
51	坂東市	法第96条第5号	契約の締結		(6) 坂東市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年坂東市条例第42号)第2条の規定により議会の議決を得た工事又は製造の請負契約について、当初契約金額をその10分の1以内において増額し、又は減額すること。
52	坂東市	法第96条第1号		年度末の改正(地方税関連)	(7) 会計年度末における地方税法等の改正に伴う条例改正を行うこと。ただし、市の裁量の余地がなく、かつ、直ちに施行しなければならないものに限る。
53	鳥羽市	法第96条第13号	訴えの提起等 損害賠償の額の決定	目的 少額	(1) 1件50万円(自動車の運行により人の生命又は身体を害した場合にあっては、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の規定に基づく保険金額の最高限度額)以下の法律上の義務に属する和解及び損害賠償の額を定めること。
54	鳥羽市	法第96条第12号	訴えの提起等	目的	(2) 市営住宅に係る訴訟の提起、裁判上の和解及び調停に関すること。
55	鳥羽市	法第96条第2号	予算	選挙費	(3) 解散、欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正をすること。
56	鳥羽市	法第96条第2号	予算	災害	(4) 災害又は突発的な事故により応急に必要となる維持補修及び工事並びに支援活動に関する歳入歳出予算の補正をすること。
57	鳥羽市	法第96条第2号	予算	繰上充用	(5) 地方自治法施行令第166条の2に規定する繰上充用に係る歳入歳出予算の補正をすること。
58	四條畷市	法第96条第12号 法第96条第13号	訴えの提起等 損害賠償の額の決定	少額	(1) 法律上市の義務に属する1件の金額が2,000,000円未満の損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解に関すること。
59	四條畷市	法第96条第2号	予算	選挙費	(2) 解散、欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算を補正すること。
60	四條畷市	法第96条第2号	予算	災害	(3) 災害及び突発的な事故により、緊急に必要な歳入歳出予算を補正すること。
61	四條畷市	法第96条第1号		引用条項の整理	(4) 法令の改正に伴い、条例中に引用する当該法令の題名、条項又は字句を改正すること。ただし、市の裁量の余地のないものに限る。
62	四條畷市	法第96条第1号		年度末の改正(地方税関連)	(5) 会計年度末における地方税に係る法令の改正に伴う必要な条例を改正すること。
63	守山市	法第96条第12号	訴えの提起等	少額	1 地方自治法第96条第1項第12号に規定する50万円以下の和解に関すること。
64	守山市	法第96条第13号	損害賠償の額の決定		2 地方自治法第96条第1項第13号に規定する法律上その義務に属する50万円以下の損害賠償の額を定めること。

通年会期制導入市議会 法180条に基づく専決処分事項一覧表

65	守山市	法第243条の2の2	賠償責任の免除		3	地方自治法第243条の2第8項の規定に基づき、職員の50万円以下の賠償責任を免除すること。
66	守山市	法第96条第12号	訴えの提起等	少額	4	地方自治法第96条第1項第12号に規定する訴えの提起、和解および調停のうち、その目的の価額が200万円以下の金銭債権に係るものに関する事。
67	守山市	法第96条第1号		年度末の改正	5	会計年度末における法令等の改正に伴う必要な条例の改正に関する事。
68	守山市	法第96条第2号	予算	年度末の調整	6	会計年度末における地方交付税等の一般財源、国庫支出金、県支出金、基金繰入金、地方債、基金積立金等の計上に伴う予算の補正に関する事。
69	守山市	法第96条第2号	予算	選挙費	7	解散、欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正に関する事。
70	守山市	法第96条第2号	予算	災害	8	災害および突発的な事故により、必要となる維持補修、工事または支援活動であって緊急を要する歳入歳出予算の補正に関する事。
71	丹波篠山	-				条例、議決を発見できず
72	浜田市	法第96条第5号	契約の締結		(1)	議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約の変更契約(輕易 内容のみ)を締結すること。
73	浜田市	法第96条第13号	損害賠償の額の決定		(2)	一件 50 万円以下の損害賠償の額を定めること。
74	浜田市	法第96条第2号	予算	災害	(3)	災害又は突発的な事故により、応急に必要となる歳入歳出予算の補正 をすること。
75	浜田市	法第96条第2号	予算	選挙費	(4)	解散、欠員等の事由による選挙費に係る歳入歳出予算の補正をすること。
76	浜田市	法第96条第2号	予算	年度末の調整	(5)	会計年度末における地方交付税等の歳入、社会保障関連経費等の歳出等の調整に伴う歳入歳出予算の補正をすること。
77	浜田市	法第96条第1号		年度末の改正	(6)	会計年度末における法律等の制定又は改廃に伴い条例の改正が必要となり、当該法律等の施行に併せて当該条例の改正をしなければ市民生活又は市の事務に支障が生ずる場合において、当該条例の改正をすること。
78	小松原市	法第96条第2号	予算	年度末の調整	(1)	会計年度末における地方交付税等の一般財源、国庫支出金、県支出金、基金繰入金、地方債、基金積立金等の計上に伴う予算の補正をすること。
79	小松原市	法第96条第1号		年度末の改正(地方税関連)	(2)	会計年度末における地方税法の改正に伴う必要な条例の改正をすること。
80	小松原市	法第96条第2号	予算	選挙費	(3)	解散、欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正をすること。
81	小松原市	法第96条第12号	訴えの提起等	目的	(4)	市有の土地又は建物の貸付け及び使用に関する訴訟、和解をすること。
82	小松原市	法第96条第13号	損害賠償の額の決定		(5)	市費充当額が、1件100万円以内の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。
83	小松原市	法第96条第2号	予算	その他	(6)	ふるさと応援寄附金等の計上に伴う予算の補正をすること。
84	三次市	法第96条第13号	損害賠償の額の決定		(1)	1件100万円未満の法律上の義務に属する損害賠償の額を定めること。
85	三次市	法第96条第5号	契約の締結		(2)	議会の議決のあった工事又は製造の請負契約で1,000万円以下の変更をすること。
86	三次市	法第96条第12号	訴えの提起等	目的	(3)	市営住宅の家賃の支払又は明渡しに係る訴えの提起、和解及び調停に関する事。
87	三次市	法第96条第12号	訴えの提起等	少額	(4)	その目的の価額が100万円未満の金銭債権に係る訴えの提起、和解及び調停(前号に規定するものを除く。)に関する事。
88	根室市	-				条例、議決を発見できず
89	宮古市	法第96条第5号	契約の締結		1	法第96条第1項第5号に規定するもののうち、工事又は製造の請負の契約で、議会の議決を経た契約金額の1,000万円以内の額の変更に関する事。
90	宮古市	法第96条第12号 法第96条第13号	訴えの提起等 損害賠償の額の決定	目的 少額	2	法第96条第1項第12号及び第13号に規定するもののうち、次に掲げるものに関する事。 (1) 市営住宅の家賃の支払又は明渡しに係る訴え提起前の和解又は訴えの提起に関する事。 (2) 職員による自動車事故で、法律上市の義務に属する損害賠償額のうち、1件につき自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の規定により保険会社が市に対してその損害を填補した額を定めること並びにこれに伴う和解及び調停に関する事。 (3) 前号に定める額を超える部分について、1件につき公益社団法人全国市有物件災害共済会が市に対して填補した自動車損害共済責任額を定めること並びにこれに伴う和解及び調停に関する事。 (4) 道路の設置又は管理に関する事故で、法律上市の義務に属する損害賠償額のうち、1件につき公益社団法人全国市有物件災害共済会から市に対して填補した道路賠償責任額を定めること並びにこれに伴う和解及び調停に関する事。 (5) 保育所園児の保育中の事故で、法律上市の義務に属する損害賠償額のうち、1件につき公益社団法人全国私立保育園連盟が市に対して填補した保育園賠償責任額を定めること並びにこれに伴う和解及び調停に関する事。 (6) 前各号に掲げるものの以外のもので、法律上市の義務に属する損害賠償のうち、その額が1件につき50万円を超えない額を定めること並びにこれに伴う和解及び調停に関する事。
91	宮古市	法第96条第1号		年度末の改正	1	法第96条第1項第1号に規定するもののうち、会計年度末における法令等の改正に伴う必要な条例の改正に関する事。
92	宮古市	法第96条第2号	予算	年度末の調整	2	法第96条第1項第2号に規定するもののうち、次に掲げるものに関する事。
93	宮古市	法第96条第2号	予算	選挙費	(1)	会計年度末における地方交付税、国庫支出金、繰入金等の確定に伴う歳入歳出予算の補正に関する事。
94	宮古市	法第96条第2号	予算	災害除雪費	(2)	解散、欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算(債務負担行為を含む。)の補正に関する事。
95	北上市	法第96条第2号	予算	災害	(3)	災害及び突発的な事故により、応急に必要となる維持補修(除雪経費を含む。)及び工事等に係る歳入歳出予算の補正に関する事。
96	北上市	法第96条第2号	予算	選挙費	1	地方自治法第96条第1項第2号に規定するうち、災害又は突発的な事故により、応急に必要となる維持補修及び工事等に関する歳入歳出予算の補正に関する事。
97	北上市	法第96条第2号	予算	繰上充用	2	地方自治法第96条第1項第2号に規定するうち、地方自治法施行令第166条の2に基づく歳入歳出予算の繰上充用に関する事。
98	北上市	法第96条第5号	契約の締結		3	地方自治法第96条第1項第5号に規定するうち工事の請負契約について、既請負契約の契約金額の500万円以内の変更をすること。
99	北上市	法第96条第12号	訴えの提起等	目的	4	地方自治法第96条第1項第12号に規定するうち、市営住宅の家賃滞納者に係る和解及び調停に関する事。
100	北上市	法第96条第12号 法第96条第13号	訴えの提起等 損害賠償の額の決定	目的 少額	6	地方自治法第96条第1項第12号及び第13号に規定するうち、1件100万円以下の損害賠償の額を決定すること並びにこれに伴う和解及び調停に関する事。
101	北上市	法第290条	一部事務組合	規約の変更	7	地方自治法第96条第1項第15号に規定するうち、関係一部事務組合又は広域連合の規約の変更又は構成市町村の増減に関する事。
102	一関市	法第96条第5号	契約の締結		(1)	議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、契約金額の1,000万円以内の変更に関する事。

通年会期制導入市議会 法180条に基づく専決処分事項一覧表

103	一関市	法第96条第12号	訴えの提起等	目的	(2) 市が管理する住宅(当該住宅用駐車場を含む。)の家賃若しくは使用料の滞納があった場合の当該家賃若しくは使用料の支払又は当該住宅の明渡しに係る訴えの提起、和解及び調停に関すること。
104	一関市	法第96条第12号	訴えの提起等	少額	(3) 前号に掲げるもののほか、法第240条第1項に規定する市の債権で、訴訟物の価格が100万円を超えないものに係る訴えの提起、和解及び調停に関すること。
105	一関市	法第96条第12号 法第96条第13号	訴えの提起等 損害賠償の額の決定	目的 少額	(4) 法律上市の義務に属する損害賠償のうち、その額が1件につき50万円以内の額を定めること並びにこれに伴う和解及び調停に関すること。
106	一関市	法第96条第2号	予算	災害	(5) 災害又は突発的な事故により、応急に必要となる維持補修及び工事等に関する歳入歳出予算の補正に関すること。
107	一関市	法第96条第2号	予算	選挙費	(6) 解散、欠員等の事由に係る歳入歳出予算の補正に関すること。
108	一関市	法第96条第1号		引用条項の整理	(7) 法令の制定又は改廃に伴い、条例中の当該法令の題名、条項、用語等を引用している規定を整理する場合で、必然的に改正を要し、市の独自の判断をする余地がない場合において、当該条例を改正すること。
109	一関市	法第96条第1号		年度末の改正(地方税関連)	(8) 会計年度末における地方税法(昭和25年法律第226号)及びこれに関連する法令の改正に伴う必要な条例の改正に関すること。
110	一関市	法第96条第1号		字句修正	(9) 条例の主旨に変更を及ぼさない範囲の字句の修正に関すること。
111	一関市	法第290条	一部事務組合	規約の変更	(10) 市が加入して組織する一部事務組合(一関地区広域行政組合を除く。)又は広域連合の規約の変更又は構成地方公共団体の数の増減に関すること。
112	滝沢市	法第96条第1号		地方税法の改正	(1) 地方税法(昭和25年法律第226号)及びこれに基づく命令の改正に伴い必要となる条例の改正に関すること。
113	滝沢市	法第96条第1号		引用条項の整理	(2) 法令の制定又は改廃により従来の規定に変更が生じ、市条例で当該変更が生じた法令の題名、条項、用語等の規定を引用している条例の規定を整理する場合で、市の選択的な判断の余地がない部分のみの条例の改正又は廃止に関すること。ただし、前号に定めるものを除く。
114	滝沢市	法第96条第2号	予算	年度末の調整	(3) 会計年度末における地方交付税、国庫支出金、県支出金、繰入金等の確定に伴う議決済みの市債の借入額の増減に関する歳入歳出予算の補正に関すること。
115	滝沢市	法第96条第2号	予算	年度末の調整	(4) 会計年度末における地方交付税、国庫支出金、県支出金、繰入金等の確定に伴う一般財源、基金繰入金及び基金積立金の増減に関する歳入歳出予算の補正に関すること。
116	滝沢市	法第96条第2号	予算	選挙費	(5) 解散、欠員等の事由による選挙費に係る歳入歳出予算の補正に関すること。
117	滝沢市	法第96条第2号	予算	災害	(6) 災害及び突発的な事故により、応急に必要とされる維持補修及び工事に関する歳入歳出予算の補正に関すること。
118	滝沢市	法第96条第5号	契約の締結		(7) 工事又は製造の請負契約の変更で、その変更が議会の議決を経た契約金額の増額又は減額で、かつ、その増減額が900万円以下の契約変更に関すること。
119	滝沢市	法第96条第12号	訴えの提起等	目的	(8) 市の申立てに基づいて発せられた支払督促に対し、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第395条の規定により当該支払督促の申立てが訴えの提起があったものとみなされるときに訴訟の提起及び当該訴訟事件の和解に関すること。
120	滝沢市	法第96条第12号 法第96条第13号	訴えの提起等 損害賠償の額の決定	目的 少額	(9) 法律上、市の義務に属する損害賠償のうち、その額が1件100万円以下の損害賠償の額を定めること及び当該損害賠償の額を定めた事案の和解に関すること。
121	登米市	-			不明
122	会津若松	法第96条第2号	予算	選挙費	1 その経費の財源が国庫支出金又は県支出金である衆議院議員、参議院議員、福島県議会議員又は福島県知事の選挙に係る補正予算に関すること。
123	会津若松	法第96条第1号		時間的余裕がない場合	る場合であって、かつ、緊急を要するため議会の議決に付すための時間的余裕がない場合において、当該法律等の制定又は改廃の規定に則した当該条例の制定等を行うこと。
124	伊達市	法第96条第12号 法第96条第13号	訴えの提起等 損害賠償の額の決定	目的 少額	1 法第96条第1項第13号の規定により、市の義務に属する損害賠償の額を定めるもののうち、100万円以内の損害賠償額を定めること及び当該事件について同条第1項第12号の規定による和解に関すること。
125	伊達市	法第96条第12号 法第96条第13号	訴えの提起等 損害賠償の額の決定	目的 少額	2 法第96条第1項第13号の規定により、市の義務に属する損害賠償の額を定めるもののうち、交通事故に係るものについては、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に定める保険金額の最高限度額に相当する額以下の額を定めること及び当該事件について同条第1項第12号の規定による和解に関すること。
126	伊達市	法第96条第10号	権利の放棄		3 法第96条第1項第10号の規定により市に属する権利を放棄する場合において、消防団員に係る30万円以内の賠償責任額の求償権を放棄すること。
127	伊達市	法第243条の2の2	賠償責任の免除		4 法第243条の2の8第8項の規定により職員の賠償責任を免除する場合において、その責任が20万円以内の賠償責任の全部又は一部を免除すること。
128	伊達市	法第290条	一部事務組合	規約の変更	5 法第286条第1項及び第290条並びに市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第13条第1項及び第14条第1項の規定に基づく福島県市町村総合事務組合(以下「組合」という。)を組織する地方公共団体の数の増減若しくは名称変更又はこれらに係る組合の規約の変更に関すること。
129	南砺市	法第96条第12号 法第96条第13号	訴えの提起等 損害賠償の額の決定	目的 少額	1 法律上、市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解に関すること。ただし、1件について100万円以内で損害賠償額を決定する場合に限る。
130	南砺市	法第96条第2号	予算	災害	2 災害又は突発的な事故により、応急に必要となる維持補修又は工事等に関する歳入歳出予算の補正をすること。
131	南砺市	法第96条第2号	予算	除雪費	3 豪雪時等の除雪経費に関する歳入歳出予算の補正をすること。

通年会期制導入市議会 法180条に基づく専決処分事項一覧表

132	南砺市	法第96条第1号		年度末の改正	4 会計年度末における法令の改廃に伴う必要な条例の改廃を行うこと。
133	南砺市	法第96条第2号	予算	選挙費	5 解散、欠員等の理由に基づく緊急性のある選挙費に係る歳入歳出予算の補正をすること。
134	南砺市	法第290条	一部事務組合	規約の変更	6 富山県市町村総合事務組合及び富山県市町村会館管理組合の規約中、組合を組織する地方公共団体の数の増減又は名称変更及びこれに伴う規約の変更
135	金沢市	法第96条第12号	訴えの提起等	目的	1 市営住宅の家賃等の支払及び明渡し請求に係る訴えの提起、和解及び調停に関すること。
136	金沢市	法第96条第13号	損害賠償の額の決定		2 法律上本市の義務に属する1件100万円以下(保険金等により補填される額がある場合は、その額を除き100万円以下)の損害賠償の額を定めること。
137	金沢市	法第96条第12号	訴えの提起等	少額	3 前項の額を定めるための訴えの提起、和解及び調停に関すること。
138	金沢市	法第96条第2号	予算	選挙費	4 解散、欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正をすること。
139	金沢市	法第96条第1号		年度末の改正	5 会計年度末における法令等の制定又は改廃に伴う必要な条例の改正を行うこと。
140	七尾市	法第96条第12号 法第96条第13号	訴えの提起等 損害賠償の額の決定	目的 少額	1 法律上において、市の義務に属する損害賠償のうち、その額が1件300万円以下のものの額を定めること及びこれに伴う和解に関すること。
141	七尾市	法第96条第2号	予算	災害除雪費	2 災害及び突発的な事故により、応急に必要となる維持補修(除雪経費を含む。)及び工事等に関する歳入歳出予算の補正をすること。
142	七尾市	法第96条第2号	予算	選挙費	3 解散、欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正をすること。
143	白山市	法第96条第12号 法第96条第13号	訴えの提起等 損害賠償の額の決定	目的 少額	1 法律上市の義務に属する交通事故による損害賠償のうち、その額が1件500万円以下のものの額を定めること及びこれに伴う和解に関すること。
144	白山市	法第96条第2号	予算	災害除雪費	2 災害及び突発的な事故により、応急に必要となる維持補修(豪雪時の除雪経費を含む。)及び工事等に関する歳入歳出予算の補正をすること。
145	白山市	法第96条第1号		年度末の改正	3 会計年度末における法令の改正に伴う必要な条例の改正を行うこと。
146	白山市	法第96条第2号	予算	年度末の調整	4 会計年度末における地方交付税等の一般財源並びに市債の限度額及び国県支出金等の特定財源の増減に関し歳入歳出予算の補正をすること。
147	白山市	法第96条第2号	予算	選挙費	5 解散、欠員等の理由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正をすること。
148	青梅市	法第96条第12号	訴えの提起等	少額	1 市が当事者である和解で、その目的の価額が100万円以下のもの
149	青梅市	法第96条第13号	損害賠償の額の決定		2 法律上市の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が100万円以下のもの
150	青梅市	法第96条第1号		年度末の改正	3 会計年度末における日切れ扱いの法令等の改正に伴い翌年度の当初から施行する必要がある条例改正を行うもの。ただし、当該法令等により条例に委任された内容を規定する場合を除く。
151	青梅市	法第96条第2号	予算	選挙費	4 解散、欠員等の事由にもとづく選挙にかかる歳入歳出予算の補正をするもの
152	あきる野市	法第96条第12号	訴えの提起等	少額	1 市がその当事者である訴えの提起で、その目的額が100万円以下のもの
153	あきる野市	法第96条第12号	訴えの提起等	少額	2 市がその当事者である和解で、その目的額が100万円以下のもの
154	あきる野市	法第96条第13号	損害賠償の額の決定		3 法律上、市の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が50万円以下のもの
155	あきる野市	法第96条第2号	予算	選挙費	4 解散、欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正
156	あきる野市	法第96条第1号		年度末の改正(地方税関連)	5 会計年度末における地方税法(昭和25年法律第226号)その他の法令の改正に伴って必要となる条例の改正で、改正すべき内容に市の裁量の余地がなく、かつ、直ちに施行しなければならないもの
157	文京区	法第96条第12号	訴えの提起等	少額	一 区が当事者である和解(区が提起した訴えについてする訴訟上の和解を除く。)で、その目的の価額が百万円以下のもの
158	文京区	法第96条第13号	損害賠償の額の決定		二 法律上区の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が百万円以下のもの
159	文京区	法第96条第5号	契約の締結		一 文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和三十九年三月文京区条例第十二号)第二条の規定により、議会の議決を得た工事又は製造の請負契約に係る契約金額の百分の十以内の増減。ただし、契約金額の増額については、九千万円を限度とする。
160	墨田区	法第96条第12号	訴えの提起等	少額	(1) 墨田区長が提起する訴えであって、その訴訟の目的の価額が300万円以下のもの
161	墨田区	法第96条第12号	訴えの提起等	少額	(2) 墨田区が当事者である和解で、その目的の価額が300万円以下のもの
162	墨田区	法第96条第13号	損害賠償の額の決定		(3) 法律上墨田区の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が300万円以下のもの
163	墨田区	法第96条第5号	契約の締結		(国の補助対象事業に係るものに限る。)に係る契約金額の100分の10以内の増及び契約期間又は期限の延長。ただし、契約金額の増額については、4,000万円を限度とする。
164	荒川区	法第96条第12号	訴えの提起等	少額	(1) 区が提起する訴えであって、その訴訟の目的の価額が500万円以下のもの
165	荒川区	法第96条第12号	訴えの提起等	少額	(2) 前号の訴訟事件についてする和解 一 区が当事者である和解で、その目的の価額が百万円以下のもの
166	荒川区	法第96条第12号 法第96条第13号	訴えの提起等 損害賠償の額の決定	目的 少額	(2) 前号の訴訟事件についてする和解 二 法律上区の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が百万円以下のもの
167	相模原市	法第96条第5号	契約の締結		1 工事請負契約について、議決契約金額の1割以内の変更契約(契約変更額が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年相模原市条例第22号)第2条に定める額未満のものに限る。)を締結すること。
168	相模原市	法第96条第13号	損害賠償の額の決定		2 法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で、当該決定に係る額が1,000,000円以下(交通事故に係るもので、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の適用を受けるものにあつては、同法に規定する当該保険金額の最高額の範囲内)のもの

通年会期制導入市議会 法180条に基づく専決処分事項一覧表

169	相模原市	法第96条第12号	訴えの提起等	少額	3 目的物の価額が1,000,000円以下(相模原市債権の管理に関する条例(平成24年相模原市条例第3号)第2条第3号に規定する非強制徴収債権について履行を請求する場合にあっては、5,000,000円以下)の事件について、訴えの提起、和解及び調停を行うこと(次項に規定するものを除く。)
170	相模原市	法第96条第12号	訴えの提起等	目的	4 市営住宅に係る家賃若しくは駐車場の使用料の支払又は市営住宅若しくは市営住宅の駐車場の明渡しに係る訴えの提起、和解及び調停を行うこと。
171	相模原市	法第96条第1号		住居表示の実施	5 住居表示又は土地区画整理事業の実施に伴い、公の施設及び機関の位置の表示の変更に係る条例の改正を行うこと。
172	相模原市	法第96条第1号		引用条項の整理	6 法令の改正又は廃止に伴い、条例中の当該法令の題名、条項又は用語を引用する規定を整理する場合で、必然的に改正を要し、独自の判断をする余地がないときに限り、当該条例の改正を行うこと。
173	横須賀市	法第96条第12号	訴えの提起等	目的	(1) 市営住宅その他の市の公の施設に係る使用料等の滞納があった場合の当該使用料等の支払い又は当該施設の明渡しの請求に係る訴えの提起、和解及び民事調停に関すること。
174	横須賀市	法第96条第12号	訴えの提起等	少額	(2) 前号に掲げるもののほか、請求の目的の価額が140万円以下の訴えの提起、和解及び民事調停に関すること。
175	横須賀市	法第96条第13号	損害賠償の額の決定		(3) 法律上市の義務に属する損害賠償の額について1件100万円以内のもの(交通事故に係るものにあつては、当該事故について自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の規定の適用を受ける保険金額に100万円以内の金額を加算した額のものを)を定めること。
176	横須賀市	法第96条第2号	予算	災害	(4) 災害及び突発的な事故により、応急に必要となる維持補修及び工事等に係る歳入歳出予算を補正すること。
177	横須賀市	法第96条第2号	予算	年度末の調整	(5) 会計年度末における議決済の市債の借入額の増減及びそれに伴い歳入歳出予算を補正すること。
178	横須賀市	法第96条第2号	予算	繰上充用	(6) 会計年度終了後において歳入が歳出に不足する場合に繰り上げ充用金として補てんするために歳入歳出予算を補正すること。
179	横須賀市	法第96条第2号	予算	選挙費	(7) 解散、欠員等に基づく緊急性のある選挙費に係る歳入歳出予算を補正すること。
180	横須賀市	法第96条第1号		年度末の改正(地方税関連)	(8) 地方税法(昭和25年法律第226号)の改正に伴い、必要となる条例の規定を改正すること。ただし、地方税法を改正する法律が会計年度末に公布され、翌会計年度の初日から適用される場合であつて、条例の規定の改正が従前のとおり経過措置を行うものとしてその期間を変更するものに限る。
181	横須賀市	法第96条第1号		引用条項の整理	(9) 法令の改正又は廃止に伴い、条例中の当該法令の題名、条項又は用語を引用する規定を整理する場合で、必然的に改正を要し、独自の判断をする余地がないときに限り、当該法令の題名、条項又は用語に係る規定を改正すること。
182	横須賀市	法第244条の2第6項	指定管理者の指定		(10) 会社の合併等により指定管理者の商号が変更となる場合の変更後の商号による指定の変更をすること。
183	横須賀市	法第290条	一部事務組合	規約の変更	(11) 本市が加入して組織する一部事務組合、広域連合又は協議会の規約の変更に関する協議及び構成団体の同意のうち、独自の判断をする余地がないもの
184	守山市	法第96条第13号	損害賠償の額の決定		1 法律上、市の義務に属する損害賠償の額の決定で、その額が100万円以下のもの。ただし、自動車事故に係るものにあつては、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に規定する保険金額の最高額の範囲内のものとする。
185	守山市	法第96条第12号 法第96条第13号	訴えの提起等 損害賠償の額の決定	目的 少額	2 市が当事者である和解で、その目的の額が100万円以下のもの。ただし、自動車事故に係るものにあつては、自動車損害賠償保障法に規定する保険金額の最高額の範囲内のものとする。
186	守山市	法第96条第1号		年度末の改正(地方税関連)	3 会計年度末における地方税法の改正に伴う必要な条例の改正
187	守山市	法第96条第2号	予算	災害除雪費	4 災害及び突発的な事故により、応急に必要となる維持補修(除雪経費を含む。)及び工事等に関する歳入歳出予算の補正
188	守山市	法第96条第2号	予算	選挙費	5 解散、欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正
189	守山市	法第96条第2号	予算	年度末の調整	6 会計年度末において、緊急を要する歳入歳出予算の補正
190	矢板市	法第96条第12号 法第96条第13号	訴えの提起等 損害賠償の額の決定	目的 少額	(1) 法律上市の義務に属する1件200万円以下の損害賠償の額の決定及び和解に関すること。
191	矢板市	法第96条第12号	訴えの提起等	少額	(2) 市営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停に関すること。
192	矢板市	法第96条第5号	契約の締結		(3) 議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約について、契約金額の5パーセント以内に相当する金額に係る契約の変更をすること。
193	矢板市	法第96条第1号		年度末の改正(地方税関連)	(4) 会計年度末の地方税法等改正に伴う必要な条例の改正をすること。
194	矢板市	法第96条第2号	予算	選挙費	(5) 解散、欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正をすること。
195	矢板市	法第96条第2号	予算	災害	(6) 災害及び突発的な事故により、応急に必要とされる維持補修及び工事に関する歳入歳出予算の補正をすること。
196	矢板市	法第96条第2号	予算	感染症	(7) 感染症の拡大防止等のため、応急に必要とされる対策に関する歳入歳出予算の補正をすること。
197	那須塩原市	法第96条第13号	損害賠償の額の決定		(1) 1件の金額200万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。
198	那須塩原市	法第96条第12号	訴えの提起等	少額	(2) 1件200万円以下の事件に関し、市がその当事者と和解すること。
199	那須塩原市	法第96条第5号	契約の締結		(3) 議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約について、契約金額の5パーセント以内に相当する金額(2,000万円以下のものに限る。)に係る契約の変更をすること。
200	那須塩原市	法第96条第1号		年度末の改正	(4) 会計年度末における日切れ扱いの法令の改正等に伴い翌年度の当初から施行する必要のある条例改正を行うこと。
201	那須塩原市	法第96条第12号	訴えの提起等	目的	(5) 応訴事件に係る控訴若しくは附帯控訴又は上告をすること。

通年会期制導入市議会 法180条に基づく専決処分事項一覧表

202	那須塩原市	法第96条第12号	訴えの提起等	目的	(6) 市が申し立てた支払督促に対し督促異議の申立てがあり、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第395条の規定により訴えの提起があったものとみなされる場合における当該訴えの提起をすること。
203	那須塩原市	法第96条第2号	予算	選挙費	(7) 解散、欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正をすること。
204	那須塩原市	法第96条第2号	予算	災害	(8) 災害、突発的な事故等に伴う歳入歳出予算の補正をすること。ただし、応急的に必要となる維持補修工事、支援その他の災害対応であって緊急に行う必要があるものに係る最低限の補正に限る。
205	那須塩原市	法第96条第2号	予算	感染症	(9) 感染症の拡大防止等に伴う歳入歳出予算の補正をすること。ただし、応急的に必要となる感染症まん延防止、支援その他の感染症対応であって緊急に行う必要があるものに係る最低限の補正に限る。
206	久喜市	法第96条第5号	契約の締結		1 議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、当初契約金額をその100分の5以内において増額し、又は減額すること。
207	久喜市	法第96条第13号	損害賠償の額の決定		2 法令により市の義務に属する1件50万円以下の損害賠償の額を定めること。
208	久喜市	法第96条第12号	訴えの提起等	少額	3 市が当事者である金銭債権の目的の価額が1件300万円以下の徴収に係る訴えの提起、和解(裁判上の和解に限る。)及び調停に関すること。
209	久喜市	法第96条第12号	訴えの提起等	少額	4 1件50万円以下の事件について和解(裁判上の和解を除く。)をすること。
210	久喜市	法第96条第2号	予算	災害	5 災害、感染症、突発的な事故等により必要となる事業、維持補修、工事等で緊急を要するものに係る歳入歳出予算を補正すること。
211	久喜市	法第96条第1号		年度末の改正(地方税関連)	6 会計年度末における地方税法(昭和25年法律第226号)その他の法令の改正等に伴い条例の改正を行うこと。
212	久喜市	法第96条第2号	予算	選挙費	7 解散、欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算を補正すること。
213	久喜市	法第96条第1号		引用条項の整理	8 法令の改正又は廃止に伴い、条例中に当該法令の題名、条項又は用語を引用する条例の規定を整理する場合において、必然的に改正を要し、独自の判断をする余地がないときに、当該条例の改正を行うこと。
214	久喜市	法第290条	一部事務組合	規約の変更	9 市が加入して組織する一部事務組合又は広域連合について他の地方公共団体の名称変更に伴う当該一部事務組合又は広域連合の規約の変更に関する関係地方公共団体の協議にすること。
215	久喜市	法第96条第12号	訴えの提起等	目的	10 応訴事件に係る控訴若しくは附帯控訴又は上告に関すること。
216	久喜市	法第96条第2号	予算	年度末の調整	11 会計年度末において、緊急を要するものに係る歳入歳出予算を補正すること。
217	鎌ヶ谷市	法第96条第12号	訴えの提起等	少額	(1) 市がその当事者である1件100万円以下の和解及び調停に関すること。
218	鎌ヶ谷市	法第96条第13号	損害賠償の額の決定		(2) 法律上市の義務に属する1件100万円以下の損害賠償の額を定めること。
219	鎌ヶ谷市	法第96条第1号		年度末の改正	(3) 会計年度末における法律等の改正に伴い、必要となる条例の改正に関すること。ただし、翌会計年度の初日以後から適用される場合であって、市の選択的な判断の余地が無いものに限る。
220	鎌ヶ谷市	法第96条第2号	予算	災害選挙費	(4) 災害その他突発的な事故等により必要となる工事、支援活動等又は解散、欠員等により必要となる選挙等であって、緊急を要する予算の補正及び条例の改正に関すること。
221	鎌ヶ谷市	法第96条第12号	訴えの提起等	目的	(5) 市の債権(滞納処分により徴収する市の債権を除く。)について、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第383条の規定による支払督促の申立てにより履行を請求する場合で、同法第395条の規定により申立てが訴えの提起と見なされるときに当該訴訟の提起に関すること。
222	藤枝市	法第96条第13号	損害賠償の額の決定		1 1件につき、市が加入する保険等により市へ収入される金額の範囲内においてする和解及びこれに伴う法律上市の義務に属する損害賠償額を決定すること。
223	藤枝市	法第96条第12号 法第96条第13号	訴えの提起等 損害賠償の額の決定	目的 少額	2 上記1以外の場合で、1件につき100万円以下においてする和解及びこれに伴う法律上市の義務に属する損害賠償額を決定すること並びに訴訟物の価格が1件につき100万円以下の訴えを提起すること。
224	藤枝市	法第96条第2号	予算	年度末の調整	3 会計年度末における決算収支を見通した中で、客観的に軽易な予算調整のための歳入歳出予算の補正をすること。
225	藤枝市	法第96条第1号		年度末の改正	4 会計年度末における法律等(一定の期日までの成立が不可欠とされる法律等をいう。)の改正に伴う必要な条例改正を行うこと。ただし、原則として市の裁量の余地のないものに限る。
226	藤枝市	法第96条第5号	契約の締結		5 議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約について、設計変更の程度が著しい変更又は重要な部分の変更でない場合で、契約金額の5%以内かつ5,000万円以内の金額に係る変更契約を締結すること。
227	犬山市	法第96条第5号	契約の締結		(1) 議会の議決を経た工事又は製造の請負契約で、契約金額の5パーセント以内の変更をすること。ただし、その額は、500万円を限度とする。
228	犬山市	法第96条第12号	訴えの提起等	少額	(2) 市が当事者である和解又は調停で、その目的の価格が1件50万円以下のもの
229	犬山市	法第96条第13号	損害賠償の額の決定		(3) 法律上市の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が1件50万円以下のもの
230	犬山市	法第96条第2号	予算	選挙費	(4) 解散、欠員等の事由に基づく選挙に係る緊急を要する予算の補正
231	犬山市	法第96条第2号	予算	災害	(5) 災害等により必要となる維持補修又は工事に係る緊急を要する予算の補正
232	犬山市	法第96条第1号		年度末の改正(地方税関連)	(6) 会計年度末における地方税法(昭和25年法律第226号)の改正に伴い必要な条例の改正(特段の事情がある場合に限る。)
233	豊明市	法第96条第5号	契約の締結		1 議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、契約金額の5パーセント以内の変更をすること。ただし、その額は、500万円を限度とする。
234	豊明市	法第96条第12号	訴えの提起等	少額	2 市が当事者である和解及び調停で、その目的の価格が50万円以下のもの
235	豊明市	法第96条第13号	損害賠償の額の決定		3 法律上、市の義務に属する損害賠償の額で、その額が50万円以下のもの
236	豊明市	法第96条第1号		年度末の改正(地方税関連)	4 地方税法(昭和25年法律第226号)及びこれに基づく命令(以下「地方税法等」という。)の改正に伴い、必要となる条例の改正に関すること。ただし、地方税法等を改正する法令が会計年度の末期に公布され、当該法令が翌会計年度の初日から適用される場合であって、当該法令において規定された事項について市の選択的な判断の余地のないものに限る。
237	豊明市	法第96条第2号	予算	災害選挙費	5 災害及び突発的な事故により必要となる維持補修、工事及び支援活動で緊急を要する予算の補正又は、解散、欠員等の事由に基づく選挙で緊急を要する予算の補正に関すること。
238	四日市市	法第96条第10号	権利の放棄		1 1件30万円以下の権利を放棄すること。

通年会期制導入市議会 法180条に基づく専決処分事項一覧表

239	四日市市	法第96条第12号 法第96条第13号	訴えの提起等 損害賠償の額の決定	目的 少額	2 裁判所法(昭和22年法律第59号)第33条第1項第1号の規定により簡易裁判所が裁判権を有することとされる価額の訴訟の提起、和解、調停及び法律上の義務に属する損害賠償の額を定めること(市が加入している保険等による保険金等により補填される場合は、当該保険金等の額を控除した額が当該価額となるとき。)
240	四日市市	法第96条第12号	訴えの提起等	少額	3 市営住宅に関する調停及び訴訟に関すること。
241	四日市市	法第96条第5号	契約の締結		4 工事又は製造の請負契約について、議決契約金額の5%以内の変更契約を締結すること。ただし、契約変更額は5千万円以内とする。
242	四日市市	法第96条第1号			5 地方税法(昭和25年法律第226号)及びこれに基づく命令(以下「地方税法等」という。)の改正に伴い、必要となる条例の改正に関すること。ただし、地方税法等を改正する法令が会計年度の末期に公布され、当該法令が翌会計年度の初日から適用される場合であって、当該法令において規定された事項について市の選択的な判断の余地のないものに限る。
243	伊賀市	法第96条第5号	契約の締結		1 議会の議決により締結した工事又は請負契約で、契約金額の5パーセント以内の変更契約を締結すること。ただし、契約変更額は1,000万円以内とする。
244	伊賀市	法第96条第8号			2 議会の議決により取得する不動産で、計画変更により取得面積を150平方メートル以内において変更すること、又は取得予定価格を50万円以内において変
245	伊賀市	法第96条第12号 法第96条第13号	訴えの提起等 損害賠償の額の決定	目的 少額	3 市が当事者である1件100万円以内の法律上の義務に係わる和解又は損害賠償の額を定めること。
246	伊賀市	法第96条第12号	訴えの提起等	目的	4 市営住宅に関する調停及び訴訟に関すること。
247	伊賀市	法第96条第12号	訴えの提起等	少額	5 訴訟物の価額が500万円以下の地方自治法(昭和22年法律第67号)第240条第1項に規定する債権の徴収に係る民事訴訟法(平成8年法律第109号)第275条第1項に規定する和解に関すること。
248	伊賀市	法第96条第12号	訴えの提起等	少額	6 訴訟物の価額が裁判所法(昭和22年法律第59号)第33条第1項第1号の規定により簡易裁判所が裁判権を有することとされる価額以下の地方自治法第240条第1項に規定する債権の徴収に係る訴えの提起、和解及び調停(前2項に規定するものを除く。)
249	鈴鹿市	法第96条第12号	訴えの提起等	少額	1 目的物の価格が50万円以下の訴えの提起、和解及び調停(2から5までに掲げる訴えの提起、和解及び調停を除く。)
250	鈴鹿市	法第96条第12号 法第96条第13号	訴えの提起等 損害賠償の額の決定	目的 少額	2 法律上市の義務に属する1件100万円以下の損害賠償の額を定めること並びにこれに伴う和解及び調停(3から5までに掲げる和解及び調停を除く。)
251	鈴鹿市	法第96条第12号 法第96条第13号	訴えの提起等 損害賠償の額の決定	目的 少額	3 法律上市の義務に属する自動車事故による損害賠償のうち、その額が1件につき自動車損害賠償保障法施行令(昭和30年政令第286号)第2条第1項第1号イに掲げる金額以下の損害賠償の額を定めること並びにこれに伴う和解及び調停に関すること。
252	鈴鹿市	法第96条第12号	訴えの提起等	目的	立てがあった場合に、同法第395条の規定により当該支払督促の申立ての時にあったものとみなされる訴えの提起及び和解(5に掲げる訴えの提起及び和解を除く。)
253	鈴鹿市	法第96条第12号	訴えの提起等	目的	5 市営住宅の滞納家賃等の支払又は市営住宅の明渡しの請求に係る訴えの提起、裁判上の和解及び調停に関すること。
254	鈴鹿市	法第96条第5号	契約の締結		6 議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、契約金額をその5パーセント以内で変更すること。ただし、当該変更に係る金額が1,000万円を超える場合を除く。
255	鈴鹿市	法第96条第1号		住居表示の実施	7 地方自治法第260条第1項の規定に基づき、本市が議会の議決を経て実施する町若しくは字の区域の設定、廃止又は変更に伴い、本市の事務所若しくは公の施設の位置の表示が変更された場合又は事務所等の所管区域の表示が変更された場合に必要となる条例の改正に関すること。
256	鈴鹿市	法第96条第1号		引用条項の整理	8 法令の改正又は廃止に伴い、当該法令の題名、条項又は用語を引用する条例の規定を整理する場合で、必然的に改正を要し、独自の判断をする余地がないときにおいて、当該条例の改正を行うこと。
257	鈴鹿市	法第96条第1号			9 会計年度末における地方税に係る法令改正に伴い、条例を改正する必要がある場合で、改正すべき内容に特段の裁量の余地がないときにおいて、当該条例の改正を行うこと。
258	鈴鹿市	法第96条第2号	予算	選挙費	10 解散、欠員等の事由に基づく衆議院議員、参議院議員、三重県議会議員又は三重県知事の選挙に係る歳入歳出予算の補正に関すること。
259	名張市	法第96条第12号	訴えの提起等	目的	市営住宅に係る訴えの提起、裁判上の和解及び調停に関すること。
260	名張市	法第96条第12号 法第96条第13号	訴えの提起等 損害賠償の額の決定	目的 少額	市が当事者である1件100万円(自動車事故に係るものについては、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)による保険金額の最高限度額)以下の法律上の義務にかかわる和解又は損害賠償の額を定めること。
261	名張市	法第96条第1号		住居表示の実施	地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第2項及び三重県の事務処理の特例に関する条例(平成12年三重県条例第2号)第2条の規定による市の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し、若しくはこれを廃し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更する市長の告示により、市の条例中改正を必要とする部分については、その部分に限り条例を改正すること。
262	名張市	法第96条第12号	訴えの提起等	少額	(1) 裁判所法(昭和22年法律第59号)第33条第1項第1号の規定により簡易裁判所が裁判権を有することとされる価額以下の訴えの提起、和解及び調停 (2) 民事訴訟法(平成8年法律第109号)第383条の規定による支払督促の申立てにより裁判所法第33条第1項第1号の規定により簡易裁判所が裁判権を有することとされる価額以下の履行を請求する場合で、民事訴訟法第395条の規定により当該支払督促の申立てのときにあったものとみなされる訴えの提起及び和解

通年会期制導入市議会 法180条に基づく専決処分事項一覧表

263	名張市	法第96条第12号	訴えの提起等	目的	福祉資金貸付金及び住宅新築資金等貸付金に係る訴えの提起、和解及び調停、並びに同貸付金の支払督促に対する異議申立による訴えの提起に関する事
264	枚方市	法第96条第10号	権利の放棄		(1) 1件の金額が100,000円以下の権利の放棄に関する事。
265	枚方市	法第96条第12号	訴えの提起等	少額	(2) 訴訟物の価額が500,000円以下の訴えの提起に関する事。
266	枚方市	法第96条第12号	訴えの提起等	少額	(3) 目的物の価額が500,000円(次号に係るものにあつては、同号に定める額)以下の和解及び調停に関する事。
267	枚方市	法第96条第13号	損害賠償の額の決定		(4) 法律上市の義務に属する1件の金額(保険金等により補てんされ、市が直接に負担しない金額がある場合は、その金額を除く金額)が交通事故に係るものにあつては2,000,000円以下、その他のものにあつては1,000,000円以下の損害賠償の額の決定に関する事。
268	枚方市	法第243条の2の2	賠償責任の免除		(5) 法第243条の2の8第8項に規定する職員の賠償責任の1件の額が500,000円以下のものの免除に関する事。
269	大東市	法第96条第13号	損害賠償の額の決定		1 1件200万円以下(交通事故に係るものにあつては、1件500万円以下)における法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定に関する事。
270	大東市	法第96条第12号	訴えの提起等	少額	2 目的物の価格が1件1,000万円以下の審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、斡旋、調停及び仲裁に関する事。
271	大東市	法第96条第13号	損害賠償の額の決定		3 法第243条の2の8第8項の規定による職員の損害賠償の免除で1件50万円以内のもの
272	大東市	法第96条第10号	権利の放棄		4 1件50万円以内の権利放棄に関する事。
273	大阪狭山市	法第96条第12号 法第96条第13号	訴えの提起等 損害賠償の額の決定	目的 少額	1 法律上市の義務に属する1件の金額(保険金等により補填され、市が直接に負担しない金額がある場合は、その金額を除く金額)が300万円以下の損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解に関する事。
274	大阪狭山市	法第243条の2の2	賠償責任の免除		2 法第243条の2の8第8項に規定する職員の賠償責任の1件の額が50万円以下のものの免除に関する事。
275	大阪狭山市	法第96条第10号	権利の放棄		3 交通事故等が原因である場合における1件50万円以下の権利放棄に関する事。
276	大阪狭山市	法第96条第2号	予算	年度末の調整	4 会計年度末における決算収支を見通した中で、客観的に軽易な予算調整のための歳入歳出予算の補正をすること。
277	大阪狭山市	法第96条第1号		年度末の改正	5 会計年度末における法律等(一定の期日までの成立が不可欠とされる法律等をいう。)の改正に伴う必要な条例改正を行うこと。ただし、原則として市の裁量の余地のないものに限り。
278	大阪狭山市	法第96条第2号	予算	選挙費	6 解散、欠員等の事由に基づく選挙で、緊急を要する選挙費の歳入歳出予算の補正をすること。
279	京都市	法第96条第10号	権利の放棄		(1) 見積価格が100,000円以下の権利を放棄すること。
280	京都市	法第96条第13号	損害賠償の額の決定		(2) 1件500,000円以下の法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。
281	京都市	法第96条第12号	訴えの提起等	少額	(3) 訴訟物の価額が500,000円以下の訴えの提起(第5号に掲げるものを除く。)に関する事。
282	京都市	法第96条第12号	訴えの提起等	少額	(4) 訴訟物の価額が500,000円以下の訴訟事件の和解(次号に掲げるものを除く。)に関する事。
283	京都市	法第96条第12号	訴えの提起等	少額	(5) 市営住宅の家賃滞納に係る当該市営住宅の明渡し並びに滞納家賃及び損害賠償金の支払についての訴えの提起(裁判上の和解を含む。)に関する事。
284	京都市	法第96条第12号	訴えの提起等	少額	(6) 審査請求その他の不服申立て及び民事調停に関する事。
285	京都市	法第96条第2号	予算	軽微な補正	(7) 法律又は政令その他により特に緊急の必要がある場合において、財源を市税、使用料及び手数料の改定若しくは新設に求めない500,000円未満の歳入歳出補正予算又は100,000円以下の債務負担行為補正予算を定めること。
286	亀岡市	法第96条第2号	予算	軽微な補正	1 財源を補助金又は寄附金、負担金に求める歳入歳出予算の補正を行うこと。ただし、1件50万円以上のものを除く。
287	亀岡市	法第96条第2号	予算	その他	2 年度繰越事業に関する歳入歳出予算につき、既決予算額の範囲内における補正を行うこと。
288	亀岡市	法第96条第2号	予算	軽微な補正	3 法令に基づく義務費で軽易と認められるものの歳入歳出予算の補正を行うこと。
289	亀岡市	法第96条第2号	予算	軽微な補正	4 起債の借入れに関し、起債額を減少し、又は既定の利率及び償還方法の範囲内においてこれを変更すること。
290	亀岡市	法第96条第5号	契約の締結		5 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年亀岡市条例第1号)第2条の規定による契約につき、議決を経た後において、当該契約の変更を行う場合で次に定めるもの (1) 契約変更により増減する金額が当初請負額の10分の1に相当する金額(ただし、1,500万円以内の額に限る。)を超えないとき。
291	亀岡市	法第96条第12号 法第96条第13号	訴えの提起等 損害賠償の額の決定	目的 少額	6 1件50万円(自動車交通事故の場合は、300万円)以下の法律上その義務に属する損害賠償額の決定及びその和解に関する事。
292	亀岡市	法第96条第12号	訴えの提起等	目的	7 市営住宅の家賃等の請求及び明渡し請求に係る訴えの提起、和解及び調停に関する事。
293	亀岡市	法第96条第2号	予算	災害	8 災害及び突発的な事故により、応急に必要となる維持補修及び工事等に係る歳入歳出予算の補正をすること。
294	亀岡市	法第96条第2号	予算	選挙費	9 解散、欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正をすること。
295	大津市	法第96条第12号	訴えの提起等	少額	(1) 訴訟物の価額が1,000,000円以下の訴訟の提起
296	大津市	法第96条第13号	損害賠償の額の決定		(2) 1件100,000円以下の市の現金又は物品の亡失又は毀損があつた場合において、法第243条の2の8第8項の規定による市職員の損害賠償責任の免除に関する事。
297	大津市	法第96条第13号	損害賠償の額の決定		(3) 1件1,000,000円以内において法律上の義務に属する損害賠償の額を定めること。
298	大津市	法第96条第12号	訴えの提起等	少額	(4) 目的物の価額が1件1,000,000円以下の事件についてする和解及び調停に関する事。
299	大津市	法第96条第10号	権利の放棄		(5) 1件100,000円未満の権利放棄に関する事。
300	大津市	法第9条の5			(6) 法第9条の5の規定による市の区域内に新たに土地を生じたときの土地の確認に関する事。
301	大津市	法第96条第12号	訴えの提起等	目的	(7) 市営住宅の家賃の支払又は明渡しに係る訴えの提起、和解及び調停に関する事。
302	大津市	法第96条第5号	契約の締結		(8) 議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約で、その変更に係る金額が契約金額の10分の1の額(その額が20,000,000円を超えるときは、20,000,000円)以内であるもの

通年会期制導入市議会 法180条に基づく専決処分事項一覧表

303	大津市	法第96条第2号	予算	選挙費	(9) その経費の財源が国庫支出金又は県支出金である衆議院議員、参議院議員、滋賀県議会議員又は滋賀県知事の選挙に係る補正予算に関すること。
304	大津市	法第96条第2号	予算	感染症	(10) その経費の財源が国庫支出金である予防接種法(昭和23年法律第68号)第15条第1項の規定による健康被害の救済措置としての給付に係る補正予算に関すること。
305	長浜市	法第96条第12号	訴えの提起等	目的	(1) 市営住宅、改良住宅その他の市の公の施設の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停に関すること。
306	長浜市	法第96条第12号	訴えの提起等	少額	(2) 前号に掲げるもののほか、目的物の価額が100万円以下の訴えの提起、和解及び調停に関すること。
307	長浜市	法第96条第12号	訴えの提起等	目的	(3) 市の貸付金の償還に係る訴えの提起、和解及び調停に関すること。
308	長浜市	法第96条第13号	損害賠償の額の決定		(4) 法律上市の義務に属する1件100万円以下(交通事故に係るものにあつては、500万円以下)の損害賠償の額を定めること。
309	長浜市	法第96条第2号	予算	その他	(5) 緊急的に必要となる経費に係る歳入歳出予算の補正に関すること。
310	長浜市	号	法第96条第2		(6) 会計年度末における法令の改正又は廃止に伴う必要な条例の改正又は廃止並びに地方交付税等の歳入及び基金積立金等の歳出等の調整に係る歳入歳出予算の補正に関すること。
311	長浜市	法第96条第5号	契約の締結		(7) 議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、当該議決に係る契約金額を100分の5以内で変更すること。ただし、当該変更に係る金額が1,000万円を超える場合を除く。
312	安来市	法第96条第13号	損害賠償の額の決定		(1) 1件50万円(自動車事故によるものについては、保険金等により補填される金額に50万円を加えた金額)以内の法律上、市の義務に属する損害賠償の額を定めること。
313	安来市	法第96条第12号	訴えの提起等	少額	(2) 市が原告として提起する目的物の価格が50万円以内の訴訟、和解及び調停に関すること。
314	安来市	法第96条第5号	契約の締結		(3) 議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約について、契約金額の増額若しくは減額が500万円以内の変更契約を締結すること。
315	安来市	法第96条第12号	訴えの提起等	目的	(4) 市が原告として提起する市営住宅の管理についての訴訟、和解及び調停に関すること。
316	安来市	法第96条第1号	引用条項の整理		(5) 法令等の改正に伴い改正する必要がある条例で、改正すべき内容に市の裁量の余地がなく、かつ、直ちに施行する必要がある条例を改正すること。
317	土佐清水	法第96条第12号	訴えの提起等	少額	(1) その目的の価格が100万円以下の訴えの提起、和解及び調停に関すること。
318	土佐清水	法第96条第13号	損害賠償の額の決定		(2) 法律上、市の義務に属する損害賠償の額の決定で100万円未満のもの
319	土佐清水	法第96条第5号	契約の締結		(3) 議会の議決を経た工事又は製造の請負契約で1件につき250万円以下の契約金額の変更
320	土佐清水	法第96条第1号	引用条項の整理		(4) 既設条例の趣旨に変更を及ぼさない程度において、引用法令の改廃に伴う当該法令の題名、条項若しくは用語に係る規定の改正又は字句の修正をすること
321	土佐清水	法第96条第2号	予算	年度末の調整	(5) 会計年度末における議決済みの市債の借入額の増減及びそれに伴う歳入歳出の予算を補正すること
322	土佐清水	法第96条第2号	予算	年度末の調整	(6) 会計年度末における地方交付税等の一般財源等、基金繰入金及び基金積立金の増減並びに法定負担のあるものに関し歳入歳出予算の補正をすること
323	土佐清水	法第96条第1号	年度末の改正(地方税関連)		(7) 会計年度末における日切れ扱いの地方税法等の改正に必要な条例の改正を行うこと
324	土佐清水	法第96条第2号	予算	災害	(8) 災害及び突発的な事故により、応急に必要となる維持補修及び工事に関する歳入歳出の補正をすること
325	土佐清水	法第96条第2号	予算	選挙費	(9) 解散・欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正に関すること
326	香美市	法第96条第5号	契約の締結		1 法第96条第1項第5号の規定に基づいて議決された契約金額の10パーセント以内の額とする。ただし、上限を2,000万円以内で増減すること。
327	香美市	法第96条第13号	損害賠償の額の決定		2 法令上、市の義務に属する1件の金額が100万円以下の損害賠償の額を決定すること。
328	香美市	法第96条第12号	訴えの提起等	少額	3 法第96条第1項第12号に規定するもののうち、100万円以下のものに関すること。
329	香美市	法第96条第12号	訴えの提起等	目的	4 住宅新築資金、住宅改修資金又は宅地取得資金貸付契約書に基づく貸付金の償還に係る訴えの提起、和解及び調停に関すること。
330	香美市	法第96条第12号	訴えの提起等	目的	5 香美市営住宅条例(平成18年香美市条例第208号)に制定する市営住宅、香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例(平成18年香美市条例第209号)に制定する特定公共賃貸住宅及び香美市ふるさと住宅の設置及び管理に関する条例(平成18年香美市条例第210号)に制定するふるさと住宅に係る家賃等の支払及び明渡し請求に係る訴えの提起、和解及び調停に関すること。
331	香美市	法第96条第1号	年度末の改正		6 会計年度末における法律等(一定の期日までの成立が不可欠とされる法律等をいう。)の改正に伴う必要な条例改正を行うこと。ただし、原則として市の裁量の余地のないものに限る。
332	香美市	法第96条第2号	予算	選挙費	7 解散、欠員等の事由に基づく選挙で、緊急を要する選挙費の歳入歳出予算の補正に関すること。
333	香美市	法第96条第2号	予算	災害	8 災害時において、特に緊急対策が必要な(定例会再開までの)最小限の補修及び工事に関する歳入歳出予算の補正に関すること。
334	壱岐市	法第96条第13号	損害賠償の額の決定		(1) 1件50万円以内(損害賠償の相手方が複数であっても、同一原因に起因するものは、1件とみなす。)において、法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。
335	壱岐市	法第96条第1号	引用条項の整理		(2) 既設条例の趣旨に変更を及ぼさない程度において、引用法令の改廃に伴う当該法令の題名、条項若しくは用語に係る規定の改正又は字句の修正をすること。
336	壱岐市	法第96条第2号	予算	年度末の調整	(3) 会計年度末における議決済みの市債の借入額の増減及びそれに伴う歳入歳出予算の補正をすること。
337	壱岐市	法第96条第2号	予算	年度末の調整	(4) 会計年度末における地方交付税等の一般財源等、基金繰入金及び基金積立金の増減並びに法定負担のあるものに関し歳入歳出予算の補正をすること。
338	壱岐市	法第96条第1号	年度末の改正(地方税関連)		(5) 会計年度末における日切れ扱いの地方税法(昭和25年法律第226号)の改正に必要な条例の改正を行うこと。
339	壱岐市	法第96条第2号	予算	災害	(6) 災害、突発的な事故及び感染症に係る対策として、応急に必要となる歳入歳出予算の補正をすること。
340	壱岐市	法第96条第2号	予算	選挙費	(7) 解散・欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正に関すること。